

補助金を支給!

「三軒協定制度」を活用して イルミネーションを始めてみませんか?

「三軒協定制度」とは?

隣り合った3軒以上が協力してイルミネーションの設置やガーデニングなどを行い、自宅周辺を美しい景観にしていくために掛かる費用の一部を補助する制度です。

- マンションやアパートなどの両隣、または上下の3住戸での利用も可能です!
- 住宅だけでなく、**お店や事務所**なども対象になります!

補助対象

花、苗木などの植栽、イルミネーション用の電飾、ガーデニング用具など、まちの景観がよくなるさまざまなものの費用が補助対象となります。

補助金額

補助限度額の範囲内で費用の1/2を補助します。なお、イルミネーションや植栽の場合、**1地区で最高10万円**の補助金を3年間支給します!



外壁塗装や門・柵などの
工事にも支給します!

問い合わせ
都市計画課(内線392)

三軒協定認定地区によるイルミネーションの実例



花や苗木などの
植栽にも支給します!



置物にも
支給します!

利用者の声

- クリスマスシーズンにイルミネーションを飾り、色合いも工夫したところ、子どもたちも喜んでくれました。
- ハロウィンやクリスマスなどのイベントごとにイルミネーションを設置したことで、地域の方々や道行く方々に「素敵ですね」と声をかけていただくことが増えました。
- クリスマスには電飾を増やし同時刻に点灯することで、華やかなまちづくりの演出ができました。



詳しくは市ホームページ
「三軒協定」をチェック!

